療養通所介護

1 事業概要

難病、認知症、脳血管疾患行為症等、又はがん末期の要介護者などで、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要な者に対して、医療機関や訪問看護サービス等と連携して入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービス

2 人員,設備基準の概要

(1)定員 18人以下

(2) 人員基準

	職	種		員数・資格
看又介	護	職職	員は員	・ 利用者の数が 1.5 人に対し、提供時間帯を通じて 1 人以上 ・ 1 人以上は常勤専従の看護師
管	理		者	常勤専従1人(看護師でなければならない) ※ 訪問看護の従事経験を有していること ※ 管理上支障がない場合,当該事業所の他の職務,又は同一敷地内の他の事業所・施設の職務に従事可

(3) 設備基準

設 備	面積等				
療養介護を行う専用の部屋	・ 利用定員×6.4 ㎡以上 ・ 明確に区分され,他の部屋等から完全に遮蔽されていること				
消火設備その他の非常災害に際して必要な設備(消防法等に定められた設備)					